「令和６年度　特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング支援事業業務委託」に係る質問・回答表

令和6年4月24日　福祉局高齢社会部高齢社会政策課

№.	質問項目	質問内容	回答
1	事業内容について	海外から招聘する外国人の国は1つに絞っても問題はないか。	1つに絞ってご提案いただくことは差し支えありません。
2	事業内容について	外国人の能力は一般的な特定技能外国人に求められる者で問題はないか。	介護事業所等で働く能力を有していれば差し支えありません。 なお、外国人の質の担保については、特定技能を有していることに加え、介護技能の研修を行っているなどは評価項目となります。
3	事業内容について	目標値40名・5事業所とされていますが、どちらも下限であるのか。 例えて8事業所で計40名を就職させる考えでよいのか。 その場合は、目標人数と目標事業所数はどちらに比重を置かれているのか。	どちらも下限です。 8事業所で計40名の就職となりましても差し支えありません。 比重はございませんが、評価表に基づき評価を行います。
4	事業内容について	受託した際に業務内容で(3)雇用関係の成立の斡旋とあるが、登録支援機関を紹介した後は面接後の入管への書類作成、海外関係各所との連絡、入国に係る手続き、入国後の送迎、配属など登録支援機関へ一任するものか。	事業目的の達成のために必要とお考えでしたら、登録支援機関を紹介した後面接後の入管への書類作成、海外関係各所との連絡、入国に係る手続き、入国後の送迎、配属などを登録支援機関へ一任することをご提案いただくことは差し支えありません。
5	事業内容について	1社ではなく複数社によるコンソーシアム・JVでの参加は可能か。	今回は想定しておりません。
6	事業内容について	業務全部の再委託は禁止とあるが、一部の再委託は可能か。その場合の再委託比率の上限はあるか。	一部の再委託は可能です。再委託比率の規定はございませんが、契約後、都度、発注者の承諾が必要となります。
7	事業内容について	介護事業所向けのセミナーは、オンライン、対面でのどちらを想定しているのか。	事業目的のために効果的であれば開催方法は問いません。
8	事業内容について	マッチングの実施はオンラインでの面接会を想定しているのか。	事業目的のために効果的であれば開催方法は問いません。
9	事業内容について	事業者が海外現地での面接会を希望した場合は、海外での面接会の実施は可能か。	事業目的のために効果的であれば開催方法は問いません。
10	事業費について	海外現地での面接会を行う場合は、委託者の渡航費は事業費に含まれるのか。	委託者の渡航費を含め、事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては、事業費から支出していただいて差し支えありません。
11	事業費について	各登録支援機関は、紹介料等（支援委託時の初期費用含む）を請求することは可能か。	登録支援機関の紹介料等を含め、事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては事業費から支出していただいて差し支えありません。
12	事業費について	総事業費には外国人が入国に必要な渡航費や、外国人材を斡旋する際に係る紹介料、登録支援機関が入管へ申請する際に係る費用は含まれるか。	外国人の渡航費などを含め、事業目的の達成のために必要とお考えの費用につきましては、事業費から支出していただいて差し支えありません。